

5

日 月 送 受 號 課 局 議 合 權 號 課 局 管 主

第	第
號	號
送	送
月	月
日	日

  
 總務課  
 總務課長  
 總務課  
 總務課長  
 昭和十三年十月十三日  
 10.13

丙

判決

十月十三日

合 校

行 施

十月十三日

日 號

起案用紙(起案用紙(丙))

案 起 昭和三十二年十月十三日  
 受 付 局 課 十月十三日  
 月 第 月 第  
 日 號 日 號

総務課長

事務官

年 月 日

秘書課長宛

総務課長

大臣引継事項に関する件

標記の件総務課所管事項につき別

厚生省

紙のとおり送付する。

462

大臣官房総務課所管事項

一 厚生省設置法案に関する件

(全面昇紙)

厚生省

大臣官房総務課所管事項

(全面昇紙)

一 厚生省設置法案に関する件

国家行政組織法制定に伴い、厚生省設

置法案(別紙)を第三回国会に提出する

必要があるので準備中である。

本州のりつりとは

国家行政組織法制定に伴い本省に部を

設置できなくなつたので従來の公衆衛生局

厚生省

国立公園部を国立公園局とし、予防局

衛生統計部を他の厚生統計をも統合

して統計局としようとする外現機構と

併置

相異する処はない。

よ

なお国家行政組織法において本、外局に

おいては局を設置し得ないのであるが、

引揚援護廳は、その成立の特殊性に鑑み

引揚援護廳設置令(昭和三十三年政令第一二四号)によることとし、現機構(長官官房・援護局、及び復員局)通りとしている。

立派なる新設なる外ならぬおけるるの御意は昭和三十二年九月二日の閣議決定(臨時)国会提出案に法律等の作成をうけてしんより、行われしこととなつてりるが

厚生省

厚  
一  
省  
設  
置  
法  
案

厚生省設置法目次

- 第一章 総則（第一條—第三條）
- 第二章 本省（第四條—第四十二條）
  - 第一節 内務部局（第四條—第十四條）
  - 第二節 附屬機關（第十五條—第二十八條）
  - 第三節 地方支分部局（第二十九條—第四十一條）
    - 第一款 医務出張所（第三十條—第三十二條）
    - 第二款 衛生出張所（第三十三條—第三十五條）
    - 第三款 麻薬統制官事務所（第三十六條—第三十八條）
- 第三章 本省の権限（第三十九條）
- 第四章 裁員（第四十條—第四十三條）
- 附則（第四十四條—第四十五條）

裏面白紙

厚生省設置法

第一章 総則

(設置)

第一條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、厚生省を設置する。

二 厚生省の長は、厚生大臣とする。

ハ 厚生省の任務

第二條 厚生省は、國民の保健、藥事、社会事業、災害救助その他國民生活の保護指導、社会保険(労働者の所管に属するものを除く)及び人口問題に関する事務を行い、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることとその他の任務とする。

(用語の定義)

第三條 この法律における用語の定義は左の通りとする。

「食品」とは、すべての飲食物をいう。但し、醫藥として攝取するものは含まない。

二 「添加物」とは、食品の調味、着色、著香、保存、凍結又は膨脹その他の食品の加工の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

三 「器具」とは、飲食物、割削具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は攝取の用に供され、且つ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。但し、製業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。

四 「容器包装」とは、食品又は添加物を容れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引か渡すものをいう。

五 「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

- (一) 藥局方、医薬品集又はこれらの追補に收められたもの
- (二) 人または動物の疾病の診断、治癒、軽減、処置又は予防に使用するものが目的とされているもの
- (三) 人または動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされるもの

- れているもの（食品を除く）
- (四) 前各号に掲げるものの構成の一部として使用されているもの
- 六 「用具」とは、左の各号に掲げる<sup>物</sup>のをいう。
  - (一) 人または動物の疾病の診断、治癒、軽減、処置又は予防に使用する  
ことが目的とされている器具、器械又は装置
  - (二) 人または動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とさ  
れている器具、器械又は装置
  - (三) 「生物学的製剤」とは、病原性微生物を使用し、又は免疫理論を応  
用して製造する疾病の予防、治療若しくは診断に關する医薬品、又は  
薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二條により、厚生大  
臣の指定する医薬品をいう。
  - 八 「抗菌性物質製剤」とは、青カビ属菌、放線菌等々培養し、これを  
抽出精製して製剤としたもので、特定の病原菌に対して体内発育阻止  
作用若しくは拮抗作用を有し、その病原菌によつて起る疾病の治療及  
び予防に使用されるものであることである。

その他薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二條により、  
厚生大臣の指定する医薬品をいう。

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第四條 本省に、大臣官房及び左の九局を置く。

- 公衆衛生局
- 医務局
- 予防局
- 藥務局
- 社会局
- 児童局
- 保険局
- 国立公園局
- 統計局



(大臣官房)

第五條 大臣官房においては、厚生省の所管行政に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の仕事、分限、懲戒、服務、給與その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 四 公文書<sup>を</sup>の接受し、發送し、編集し及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 国有財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の仕事、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 調査を行うこと。
- 九 行政の考査を行うこと。
- 十 渉外事務に関すること。
- 十一 公報に関すること。

十三 法令案の審査その他総合調整に関すること。

十四 人口問題研究所に関すること。

十五 前各号に掲げらるもの外、本省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

(公衆衛生局)

第六條 公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国民の健康の増進及び資質の向上に関し企画し実施すること。
- 二 国民厚生運動の普及発達を図ること。
- 三 旅館、興行場、公衆浴場、理容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
- 四 建築物の衛生及び清掃衛生の改善及び向上を図ること。
- 五 ねずみ、こぶ等<sup>の</sup>駆除、へい鼠処理場等の指導監督その他環境衛生の改善及び向上を図ること。
- 六 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

- 七 屠場及び屠畜に関すること。
  - 八 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
  - 九 國民の栄養の改善向上を図ること。
  - 十 栄養士の身分及び業務について監督を行うこと。
  - 十一 疾病にかかっている者の栄養食品の確保及び調理の指導を行うこと。
  - 十二 水道、下水道の布設、築造、維持管理等につき、指導奨励及び監督を行うこと。
  - 十三 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
  - 十四 前各号に掲げられるもの外、公衆衛生の向上及び増進に関すること。但し、他局の主管に除するものを除く。
- (医務局)
- 第七條 医務局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 医師及び歯科医師の身分及び業務について指導監督を行うこと。
  - 二 医療の指導及び監督を行うこと。

- 三 保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士その他医療関係者の身分及び業務について指導監督を行うこと。
  - 四 公衆衛生師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の身分及び業務について指導監督を行うこと。
  - 五 日本医療団の清算の指導を行うこと。
  - 六 医療機関の整備改善を図ること。
  - 七 医療の普及及び向上を図ること。
  - 八 国立病院及び国立療養所に関すること。
- (予防局)
- 第八條 予防局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 保健所の設置及び運営を指導監督すること。
  - 二 衛生思想の普及及び向上を図ること。
  - 三 傳染病、精神病、地方病その他特殊の疾病について俾はん及び発生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。

- 四 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。
- 五 海港及び空港における検疫に関すること。

(薬務局)

第九條

薬務局においては左の事務をつかさどる。

- 一 医薬品、医療用器具その他衛生用品の生産配給、販賣等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。
- 二 薬剤師の身分及び業務について指導監督を行うこと。
- 三 医薬品、用具又は化粧品等の製造業者及び輸入販賣業者に関すること。
- 四 薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）に規定する不良又は不正表示医薬品、用具及び化粧品の取締を行うこと。
- 五 医薬品、用具及び化粧品の試験、検査及び研究を指導すること。
- 六 生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の<sup>検査に關する</sup>取締を行うこと。
- 七 毒物、劇物、麻薬及び大麻の取締を行うこと。
- 八 前各号に掲げらるもの外、薬事に関する法律を施行すること。

(社会局)

第十條

社会局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 社会事業の助長及び監督を行うこと。
- 二 社会事業の調査研究を行うこと。
- 三 民生委員の指導及び監督を行うこと。
- 四 社会事業関係職員<sup>の</sup>教養訓練を行うこと。
- 五 生活困窮者その他保護を要する者に対して必要な保護を行うこと。
- 六 災害者の緊急救助を行うこと。
- 七 傷者の保護更生事業の助長及び監督を行うこと。
- 八 消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。
- 九 公益質屋その他社会福利施設の助長及び監督を行うこと。
- 十 災害者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に関すること。
- 十一 前各号に掲げらるもの外、国民生活の保護及び指導に関すること。

(児童局)

第十一條

児童局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 児童福祉司及び児童委員を指導すること。
- 二 児童及び妊産婦の保健の向上を図ること。
- 三 妊産婦、乳幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善を図ること。
- 四 児童文化の向上を図ること。
- 五 児童の保育、養護、教護その他児童の保護を図ること。
- 六 保護を要する母子の保護を図ること。
- 七 児童の不良化を防止すること。
- 八 里親を指導すること。
- 九 児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する施設  
の設備及び運営につき指導監督すること。
- 十 児童相談所及び児童福祉施設の職員を養成及び指導すること。
- 十一 前各号に掲げるものの外児童及び妊産婦その他母性の福祉を図ること。  
と、但し、他局の主管に属するものを除く。

(保険局)

第十三條 保険局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 政府の掌する健康保険事業を行ふこと。
  - 二 健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。
  - 三 厚生年金保険事業を行ふこと。
  - 四 相互保険事業を行ふこと。
  - 五 国民健康保険を行う市町村へ特別区を含む、及び国民健康保険を行  
う社団法人の国民健康保険事業並びに国民健康保険組合及び国民健康  
保険団体連合会を指導監督すること。
  - 六 社会保険診療報酬支拂基金を指導監督すること。
  - 七 学生保険特別会計の経理を行ふこと。
  - 八 船員保険特別会計の経理を行ふこと。
  - 九 社会保険制度の調整を図ること。
  - 十 社会保険の向上及び増進に関し調査 ~~研究~~ <sup>を</sup> 行うこと。
- (国立公園局)
- 第十三條 国立公園局においては、左の事務をつかさどること。
- 一 国立公園を保護し、国立公園計画を定め、国立公園事業を行ふこと。

- 二 温泉を保護し、その利用の適正を図ること。
- 三 国立公園及び温泉に関する事業を指導育成し、<sup>これらに関する</sup>利用施設の整備改善を図ること。
- 四 旧皇室えん地を維持管理すること。
- 五 公園、景勝地及び休養地に関し調査を行い及びこれらの整備改善を助長すること。

(統計局)

第十四條 統計局においては、人口動態統計その他本省の所管行政に必要な統計について左の事務をつかさどる。

- 一 企画及び普及に関すること。
- 二 資料のしゅう集及び保管に関すること。
- 三 製表に関すること。
- 四 解折及び編さんに関すること。

第二節 附屬機關

(一 附屬機関)

第十五條 第三十七條に規程するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

人口問題研究所

国立公衆衛生院

国立栄養研究所

国立疫院

国立療養所

国立予防衛生研究所

検疫所

国立衛生試験所

国立光明寮

国立放護院

国立健康保険療養所

(人口問題研究所)

第十六條 人口問題研究所は、人口問題に關する調査研究を司る機関とする。

二 人口問題研究所は、東京都に置く。

三 人口問題研究所の内部組織は厚生省令で定める。

(国立公衆衛生院)

第十七條 国立公衆衛生院は、公衆衛生技術者の養成訓練並びにこれに關する

公衆衛生に關する学理の応用の調査研究をつかさどる機関とする。

二 国立公衆衛生院は東京府に置く。

三 国立公衆衛生院の内部組織は厚生省令で定める。

(国立栄養研究所)

第十八條 国立栄養研究所は、國民の栄養その他食生活の調査研究をつかさどる機關とする。

1. 国立栄養研究所は、東京都に置く。

2. 国立栄養研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立病院)

第十九條 国立病院は、医療をつかさどる機關とする。

1. 国立病院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

2. 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立病院の分院を設けることができる。

国立病院に看護婦、看護士、薬剤師、検査員、衛生士、助産婦、及び助産師を附置することを定める。

2. 国立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3. 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立療養所の分所を設けることとする。

第二十一條 国立予防衛生研究所は、傳染病その他特定疾病及び食品衛生に関する事務をつかさどる機關とする。

1. 病原及び病因の檢索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。

2. 予防、治療及び診断に関する生物學的製剤、抗菌性物質、消毒材料等の檢査、檢定及び試験的製造を行うこと。

3. ペストワクチンその他使用されることか稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

4. 食品衛生に関し、細菌學的及び生物學的試験檢査を行うこと。

5. その他予防衛生に関し、科學的調査研究を行うこと。

6. 予防衛生に関する試験研究の総合調整を行うこと。

2. 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3. 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定め

(検査所)

第二十二條 検査所は、海港及び空港における検査及び防疫を行う機関とする。  
2 検査所の名称及び位置は左の通りとする。

名称	位置
横浜検査所	神奈川県横浜市中
神戸検査所	兵庫県神戸市中
門司検査所	福岡県門司中
名古屋検査所	愛知県名古屋市中
函館検査所	北海道函館市中
広島検査所	広島県広島市中
長崎検査所	長崎縣長崎市中
小樽検査所	北海道小樽市中
清水検査所	静岡県清水市中
博多検査所	福岡縣福岡市中
三池検査所	福岡縣大牟田市中
佐世保検査所	長崎縣佐世保市中
鹿児島検査所	鹿児島縣鹿児島市中

3 検査所の内部組織は、厚生省令で定める。  
 (国立衛生試験所) 衛生上の試験、薬用植物栽培の指導及び医薬品の試験的  
 第二十三條 国立衛生試験所は、衛生上の試験、薬用植物栽培の指導及び医薬品の試験的  
 製造その他医薬品に関する調査研究並びに食品衛生に関する化学的試験検査をつかさどる  
 機関とする。

2 国立衛生試験所は東京都に置く。  
 3 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。  
 4 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に国立衛生試験所の

支所



支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。  
(国立光明寮)

第二十四條 国立光明寮に關しては、国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第百六十二号)の定めるところによる。

(国立教護院)

第二十五條 国立教護院は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七條第一項第三号及び同法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第十條第二項の規定により入院させた児童の教護をつかさどり、あわせて全國の教護院における教護の向上に寄與する機關とする。

1 国立教護院は、<sup>各都府県に</sup>指定する。

2 国立教護院の内部組織は、<sup>各都府県に</sup>厚生省令で定める。

3 国立教護院に教護事務に従事する職員は、養成所を附置することができる。

(国立健康保険療養所)

第二十六條 国立健康保険療養所は、健康保険、国民健康保険、船員保険その他社会保険の

被保険者及び被扶養者の療養をつかさどる機關とする。

2 国立健康保険療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(その他の所屬機関)

第二十七條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の所屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ中欄に記載する通りとする。

種 類	目 的	根 據 法 律
国民体力富強会	厚生大臣の諮問に依りて、国民体力に關する重要事項を調査審議すること。	厚生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)
中央衛生保護審議会	衛生手続に關する適否の再審査その他衛生保護上必要事項を処理すること。	厚生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)
理容師養成施設指定協議会	厚生大臣の諮問に依りて、理容師養成施設の新設に關し調査審議すること。	理容師法(昭和二十三年法律第三十三号)
中央食品衛生調査会	厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生及食品衛生に關する行政に關し調査審議すること。	食品衛生法(昭和二十三年法律第三十三号)
医道審議会	厚生大臣の諮問に依りて、医師、歯科医師の免許、取消、若しくは業務停止の処分又は医道の向上に關する重要事項を調査審議すること。	医師法(昭和二十三年法律第二十一号)
牙科医師國家試験審議会	厚生大臣の諮問に依りて、牙科医師國家試験に關する重要事項を調査審議すること。	牙科医師法(昭和二十三年法律第三十二号)
醫師國家試験 <b>審議会</b>	醫師國家試験に關する事務をつかさどること。	醫師法
牙科醫師國家試験 <b>審議会</b>	牙科醫師國家試験に關する事務をつかさどること。	牙科醫師法
醫師國家試験 <b>準備委員</b>	醫師國家試験に關する事務をつかさどること。	醫師法
牙科醫師國家試験 <b>準備委員</b>	牙科醫師國家試験に關する事務をつかさどること。	牙科醫師法
醫師會館修練審議会	厚生大臣の諮問に依りて、醫師法第十一條の規程による會館修練に關する重要事項を調査審議すること。	醫師法

齒科医師実地修練審議会

保健婦助産婦看護婦試験審議会

保健婦助産婦看護婦試験審議会

巨摩林園整備中央審議会

診療報酬審議会

あん摩はりまゆり柔道整復営業中央審議会

医事制心調査会

日本医療団務昇進協議会

薬事審議会

中央社会事業審議会

中央児童福祉審議会

健康保険運上協議会

厚生年金保険運上協議会

船員保険運上協議会

厚生大臣の諮問に依りて、齒科医師実地修練に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、保健婦助産婦看護婦試験、助産婦口家試験、甲種看護婦試験、乙種看護婦試験、口家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議すること。

保健婦助産婦看護婦試験、助産婦口家試験及び甲種看護婦試験、乙種看護婦試験の實施に関する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に依りて、巨摩林園の整備に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、診療報酬に関する事項を審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、あん摩はりまゆり柔道整復の施設之認定及び試験に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、医事制心の改善に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、日本医療団の清算に関する重要事項を調査審議すること。

公定書の改訂又は追補の原案決定、華利卸口家試験の執行、医事に関する建設及び免許若しくは登録の取扱い又は業務の停止に付する再審査を行うこと。

厚生大臣の諮問に依りて、社会事業に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、健康保険事業の運上に関する重要事項を審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、厚生年金保険事業の運上に関する重要事項を審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、船員保険事業の運上に関する重要事項を審議すること。

齒科医師法

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)

保健婦助産婦看護婦法

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

医療法

あん摩はりまゆり柔道整復営業法(昭和二十二年法律第二百十七号)

日本医療団の解散等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十八号)

薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)

社会事業法(昭和二十三年法律第五十九号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

健康保険法(大正十一年法律第七十号)

厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

健康保険審査会	健康保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服についての審査すること。	健康保険法
厚生年金保険審査会	厚生年金保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服についての審査すること。	厚生年金保険法
船員保険審査会	船員保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服についての審査すること。	船員保険法
社会保険制度調査会	厚生大臣の諮問に依りて、社会保険に関する事項を調査審議すること。	健康保険法
中央社会保険診療協議会	健康保険の保険医に対し、適正な保険診療を指導し、並にその監督を図ること。	健康保険法
社会保険診療報酬算定協議会	厚生大臣の諮問に依りて、健康保険口民健康保険及び船員保険における適正な診療報酬を審議すること。	健康保険法、口民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）船員保険法
国立公園中央審議会	厚生大臣の諮問に依りて、国立公園に関する重要事項を調査審議すること。	健康保険法
国立公園地方審議会	厚生大臣の諮問に依りて、国立公園に関する重要事項を調査審議すること。	健康保険法
中央温泉審議会	厚生大臣の諮問に依りて、温泉及びこれに関する行政関係の調査審議すること。	温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）
統計協議会	厚生大臣の諮問に依りて、衛生統計に関する事項を調査審議すること。	

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令でこれを定める。

3 第一項の表の下欄に法律の規定ある附属機関については、これを以て該法律（八）に基き、命令（令）の定めるところによる。但し前項の適用を妨げない。

第三十八條 この節に定める附屬機関のうち、試験研究を行う機関の長は、毎年少なくとも一回その試験研究の状況及び成果について、できるだけ詳細な報告を公表しなげなければならない。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第三十九條 本省に左の地方支分部局を置く。

医務出張所

駐在防疫官事務所

練束池打草事務所

國立公園管理所

第一款 医務出張所

(新事業務)

第四十條 医務出張所は、本省の新事業務のうち國立病院及び國立療養所の業務の指導に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管理区域)

第四十一條 医務出張所の名称、位置及び管理区域は左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
北海道医務出張所	札幌市	北海道
東北医務出張所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東医務出張所	東京都	栃木県 群馬県 埼玉県 茨城県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県
東海北陸医務出張所	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 富山県 石川県 福井県
近畿医務出張所	大阪市	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県
中国医務出張所	広島県 山口県 岡山県 広島市	山口県 広島県 岡山県 広島県
四小医務出張所	香川県 徳島県 高松市	香川県 徳島県 高松市
九州医務出張所	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(内部組織)

第四十二條 医務出張所の内部組織は厚生省令で定める。

第二款 駐在防疫官事務所

(新事業務)

第三十三條 駐在防疫官事務所は本省の所掌事務のうち防疫に關する事務を分掌する。

(名稱、位置及び管轄區域)  
第三十四條 駐在防疫官事務所の名稱、位置及び管轄區域は左の通りとする。

名稱	位置	管轄區域
北海道	札幌市	北海道
東北地方	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
関東地方	東京府	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
東海地方	名古屋府	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
中国地方	広島府	鳥取県、島根県、岡山県、広島県
四国地方	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方	福岡市	福岡県、佐賀県、長門県、熊本県

都組織

第三十五條

駐在防疫官事務所の内部組織は厚生省令で定める。

(所掌事務)

第三十六條

府縣統制官事務所は、本省の所掌事務のうち、麻薬及び大麻の取締りに關する事務を分掌する。

(名稱、位置及び管轄區域)

第三十七條

麻薬統制官事務所は、各都道府県ごとに置き、その名稱は当該都道府県の名を冠し、その管轄區域は、当該都道府県の區域とする。

(内部組織)

第三十八條

麻薬統制官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。

(所掌事務)

第三十九條

国立公園管理事務所は、本省の所掌事務のうち国立公園に關する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)  
第1條 國立公園の管理所は、各國立公園ごとに置き、その名称は、該國  
の國名を冠し、その管轄区域は、当該國立公園の区域とする。  
(内部組織)  
第2條 國立公園管理所の内部組織は、厚生省令で定めらる。  
三人

184

裏面白紙

第四節 本省の権限

(本省の権限)

第三十九條

本省は、この章に規定する事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む）に従つて行はなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
- 二 収入金を徴収し、本省の所掌事務の運営に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を建設し、これを維持し、又は廃止すること。
- 四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品その他研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところに従い、職員の内免及び賞罰を行うこと。

七 国家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給与、勤務時間その他の労働条件を定めること。

八 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、且つ、これを逸脱しない範囲で、職員の厚生、保健のため必要な施設をなし及びこれを管理すること。

九 職員に貸与するため、に宿舍を建築し、購入し、又は借り入れ、並びにこれを維持し、又は廃止すること。

十 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十一 所掌事務の監察を行い、必要な措置をとること。

十二 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十三 厚生大臣の官印及び厚生省の省印を制定すること。

十四 所掌事務に係る公益法人につき許可認可を與え及び認可を取消すること。

十五 厚生結婚相談所の設置を認可し、厚生結婚相談所に関する基準を定



けること。

十六、理容師養成施設を指定すること。

十七、取賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につきその基準又は規格を定め必要な製品検査を行うこと。

十八、食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）の定むる営業施設につき臨検、検査させ、試験用物品を収去せしむること。

十九、市町村に対して屠場の設置を命ずること。

二十、栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

二十一、水道、下水道の布設、築造を認可すること。

二十二、医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は医業の停止を命ずること。

二十三、保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。

二十四、齒科衛生士の試験を行うこと。

二十五、医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき立入検査せしむること。

二十六、都道府県、市町村その他厚生大臣の定むる者に対し病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して医療法（昭和二十三年法律第百五号）の定めるところにより必要な事項を命ずること。

二十七、都道府県又は政令で定めらるる市に対し、保健所の設置及び運営に關し必要な事項を命ずること。

二十八、傳染病予防法を適用すべき傳染病を指定し、その適用範圍を定めらるること。

二十九、都道府県知事の行う傳染病毒汚染の建物の処分並びに船舶、汽車及び電車の検査を認可すること。

三十、臨時予防接種を都道府県をして行わしめらるること。

三十一、性病のまん延若しといふとき、都道府県知事が健康診断を行わうとする場合之を承認すること。

三十一 都道府縣に対して精神病院の設置を命ずること。

三十二 都道府縣その他必要と認めらる公共団体に對して結核療養所の設置を命ずること。

三十三 二以上の都道府縣を指定し、之に對して癩療養所の設置を命ずること。

三十四 検疫を施行すべき海港及び傳染病の種類を指定すること。

三十五 薬劑の免許及び登録を行い並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。

三十六 医薬品、用具又は化粧品等の製造業者及び輸入販賣業者の登録を行い並びに登録の取消又は業務の停止を命ずること。

三十七 薬事審議会の提出する原案に基いて、日本薬局方、國民医薬品集又はこれらの追補を發行し、これを公布すること。

三十八 医薬品、医療用用具その他の衛生用品及びこれらの生産資材の調査を行うこと。

三十九 薬事監視員をして、必要を立入検査を行わせ、必要な場合において試験用物品を収去せしむること。

四十 大麻及び大麻の取扱者の免許及び登録を行い並びに免許の取消及び登録のまつ消を行うこと。

四十一 毒物及び劇物を指定すること。

四十二 生物学的製劑、抗菌性物質製劑その他特定の医薬品の規格を定め及びこれらの検定を行うこと。

四十三 都道府縣又は政令で定める市に對して社会事業の經營を命ずること。

四十四 都道府縣知事の行う災害救助につき他の都道府縣知事に對して應援をなすべきことを命ずること。

四十五 地域又は職域が都道府縣又は特別市の区域を越え、消費生活協同組合及び消費生活協同組合の設立を認可すること。

四十六 民生委員及び児童委員を呑攝し、その定数及び指導訓練の基準を定むること。

四十八、児童福祉施設の設備及び運営につき最低基準を定めること。

四十九、政府の管掌する健康保険及び船員保険に関し、療養に要する費用を定め、診療契約を締結すること。

五十、健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立を認可し、これらに対し事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をなすこと。

五十一、社会保険診療報酬支拂基金に対し業務又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

五十二、国民健康保険を行う市町村（特別区を含む）国民健康保険組合、国民健康保険を行う社団法人及び国民健康保険団体連合会に対してその事業及び財産に関し報告をさせ、その状況を検査し、條例、規約又は規定の変更を命じ、その他監督上必要な命令又は処分をなすこと。

五十三、国民健康保険の診療報酬の標準額を定めること。

五十四、区域を定めて国立公園を指定すること。

五十五、国立公園事業を執行し、その一部を公共団体に執行せしめること。

五十六、国立公園の区域内に特別地域を指定し、その区域内に一定の行為をしようとする者に対し許可を與えその條件に違反した者に対し原状回復を命ずること。

五十七、国立公園の区域内で一定の行為を禁止若しくは制限し又は必要な措置を命じ、これらの命令若しくは処分違反した者に対し原状回復を命ずること。

五十八、温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。

五十九、指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し必要な指示をなすこと。

六十、前各号に掲げるものの外、法律又は法律に基き命令に基き本省に属せしめられた権限を行うこと。

第三章 外局

(外局の設置)

第四二條 國家行政組織法第三條第三項の規定に基いて厚生省に置かれる  
外局は、左の通りとする

引揚援護庁

(引揚援護庁)

第四三條 引揚援護庁の組織、所掌事務及び権限は、引揚援護庁設  
置令(昭和三年政令百二十四号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第四四條 厚生省に置かれる職員については、國家公務員法が定めるところ  
による。

第四五條 厚生省に置かれる職員に定員は、別に法律で定めらる。

附則

第四六條 この法律は、昭和二十四年一月一日から、  
第四七條 五の法令(二)と廃止する。但し、法律(一)に基いて命令を合  
成して別改り空りのある場合を除く外、従前、  
律に基いて相与り採用及び職員となり同一性をもち存続するもの

厚生省官制(昭和三年勅令第七号)

衛生試験所官制(明治三十五年勅令百五十五号)

中央衛生官制(明治三十九年勅令第五十七号)

栗判師試験委員官制(明治三十九年勅令百十九号)

国立少年救護院官制(昭和九年勅令百八十二号)

厚生省臨時職員設置令(昭和三年勅令百八号)

厚生省臨時職員官制(昭和三年勅令百八号)

厚生省臨時職員官制(昭和三年勅令百八号)

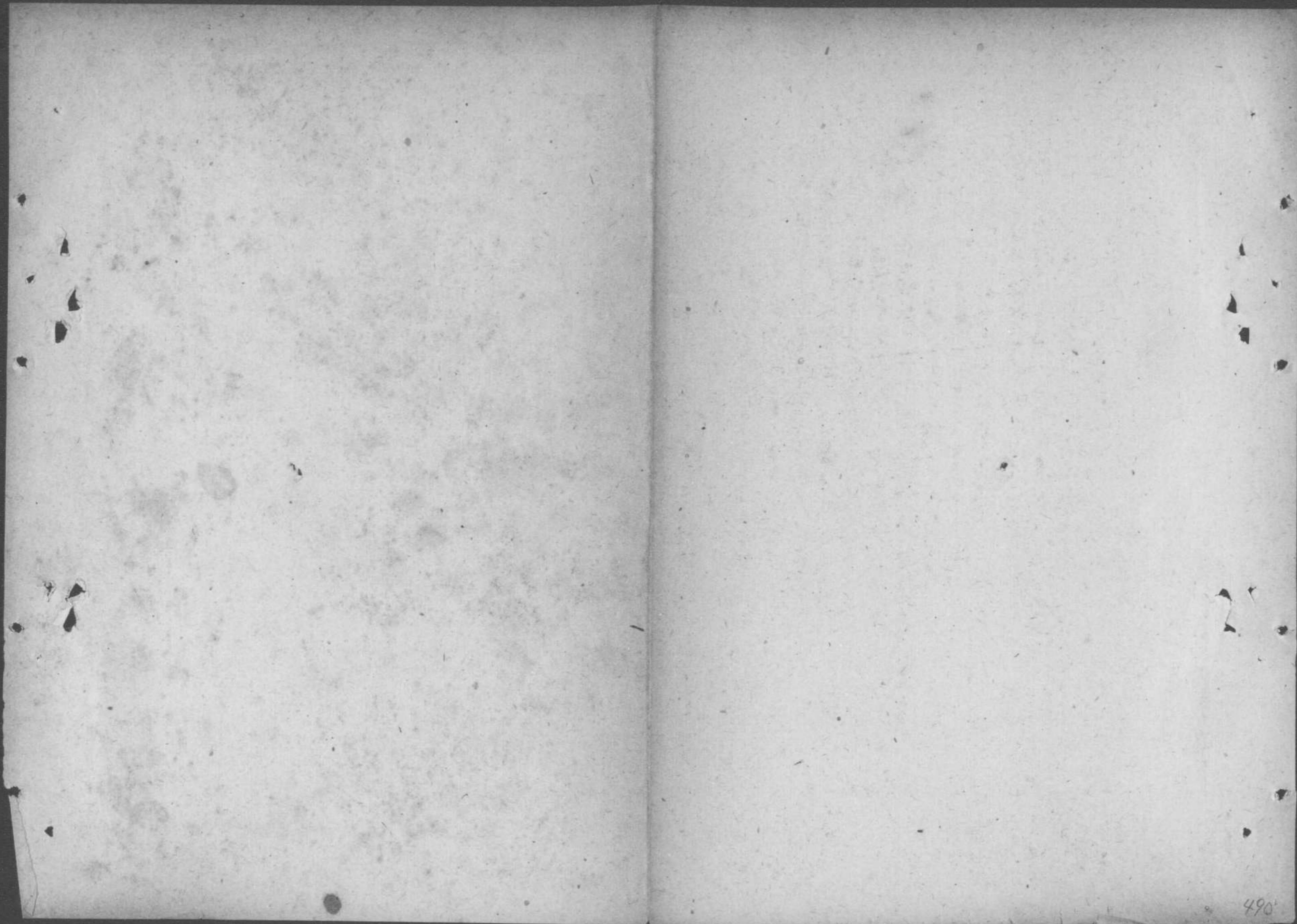
人口問題研究所官制(昭和二十一年勅令第二百五十五号)

防疫所官制(昭和二十三年勅令第四百七十七号)

国立栄養研究所官制(昭和二十三年勅令第四百七十五号)

国立衛生研究所官制(昭和二十三年勅令第四百七十八号)

国民体力審議委員官制(昭和十四年勅令  
第四百六十七号)



490

一 労働省設置に関する件

三月上旬、マツクアーサー司令部公衆衛生福祉部サムス大佐及び経済科学部労働科コーン氏より、非公式に、労働省を設置しては如何。との意見があり、これと併行して、別にサムス大佐より、非公式に、公衆衛生部門を強化しては如何。との示唆があつたので、厚生省では、非公式の事務當局研究案として、労働、勤勞、保險を中核として労働省を設置し、衛生、社會を中心として社會保險省を設置する一案と、勞政、勤勞を中核とし

厚生省

て労働省を設置し、衛生、社會、保險を中心として社會保險省を設置する二案とを提出した。但し、この案については、尙研究の余地が多分にあり、且つ、この問題は内閣全体として研究せねばならぬといふことを先方も了解して居る。

二 厚生省研究所改組に関する件

従來厚生省研究所では、國民の保健問題の外に、人口問題、産業安全問題をも一括して調査研究して居たのであるが、これ等は夫々性質の異なる問題であるので、これを分割し、公衆衛生院と、人口問題研究所と、産業安全研究所の三本立てとすることとし、目下内閣に關係官制案を請議中である。

大臣官房総務課所管事項

- 一、復員應移管に関する件
- 二、第二回國會提出予定法律案に関する件

厚生省

大臣官房総務課所管事項

一、復員廳移管に関する件

日本政府に対する覚書AG〇九二、一（昭和二十二年十月四日）

G S A P O O 五〇〇によつて、復員機構の再編成が命ぜられた

ので、これに基づき昭和二十二年十月十五日政令第二百十五号

（復員廳の部局に対する措置に関する件）により第一復員局は

厚生省の一局として置かれたものとし復員連絡局、留守業務局

厚生省

及び船舶残務整理部は、厚生省の所属機関とされるに至つた。

次いで昭和二十二年十二月三十日政令第三百二十五号（第二復

員局及び地方復員局に対する措置に関する件）によつて第二復

員局及び地方復員局の掌つていた事務のうち、掃海及び船舶の

保管並びにこれに関連する事務を除いた事務は、厚生大臣の管

理に属させられ、第一復員局はその名称を厚生省復員局に改め、

同局において従前の事務の外右の事務を掌ることとなり地方復



員局はその名称を地方復員残務処理部に改め、地方復員局の残務の処理に関する事務を掌るものとし厚生省の所屬機關とされ  
た。

更に前掲覚書は、昭和二十三年五月一日までに実施さるべき復員機構を「日本政府の永久的機關に漸次且つ能率的に吸収すべき詳細な案」の提出を指令しているので復員機構整理計画を昭和二十三年一月三十日閣議決定があり同日連合閣最高司令官に提出した。

— 厚生省 —

その内容は別紙第一のとおりである。

復員機構整理計画

復員機構は、左の如く日本政府の永久的行政組織に漸次吸収するものとする。

- 一 厚生省復員局は、昭和二十三年五月一日迄に引揚接護院に吸収し、別紙第一の如き機構とする。
- 二 ソ連地区よりの引揚完了の際は別紙第二の如き機構とする。
- 三 右任期後一年を経過したときは、復員機構はこれを廃止し、残存事務は別紙第三の如く処理する。
- 四 右の各段階に應じ逐次人員を縮減する。

外紙才一（昭和二十三年五月一日までに移るべき復員機構）

中央機構

引揚援護院

院長 副院長

総務局  
局長 次長

総務課

人事に関する事項  
庶務に関する事項

経理課

予算決算会計に関する事項  
物資及び施設に関する事項

物資課

運送軍との連絡に関する事項

連絡課

事項

後援課

引揚者の上陸における援護及び上陸地より引揚先

指導課

に到るまでの援護  
引揚者の上陸先における援護

業務一課

引揚者の上陸先における援護

業務二課

引揚者の上陸先における援護

業務三課

引揚者の上陸先における援護

業務四課

引揚者の上陸先における援護

業務五課

引揚者の上陸先における援護

業務六課

引揚者の上陸先における援護

業務七課

引揚者の上陸先における援護

業務八課

引揚者の上陸先における援護

業務九課

引揚者の上陸先における援護

業務十課

引揚者の上陸先における援護

業務十一課

引揚者の上陸先における援護

業務十二課

引揚者の上陸先における援護

引揚援護院

留守業務局（千葉）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

復員連絡局（仙台）

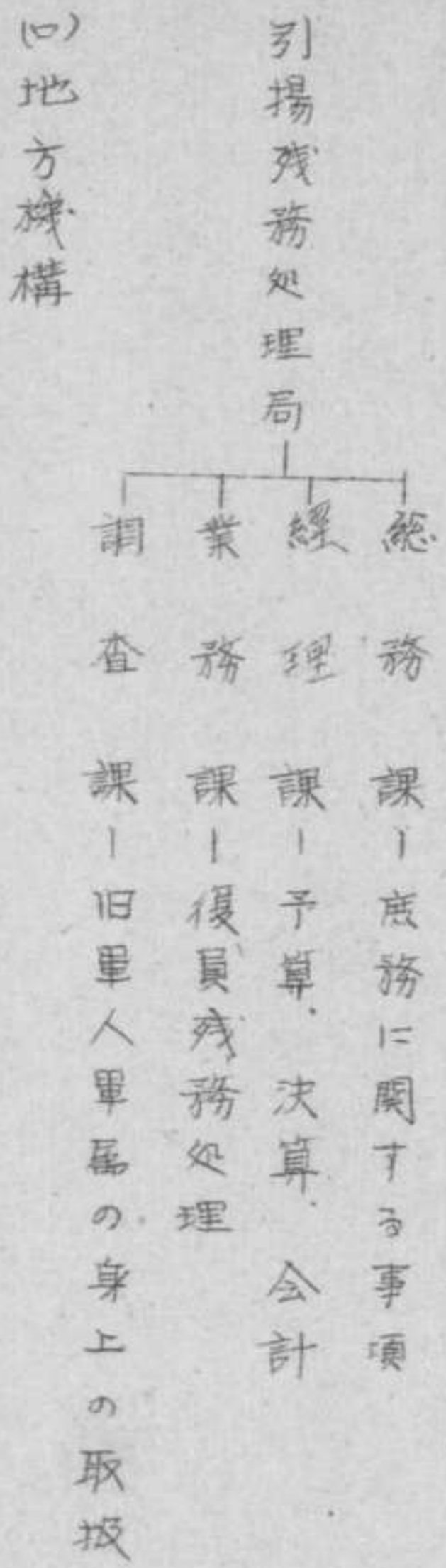
地方復員局業務課（佐世保）  
東部 中部 西部  
仙台 名古屋 広島 善通寺  
注 船舶業務処理部を廃止し留守業務局職員部とする  
以上陸地及び上陸地連絡所を引揚援護局に吸収する  
都道府県 民生部世話課  
注 一世話課及び二世話課のある都道府県は統合して世話課とする

地方機構

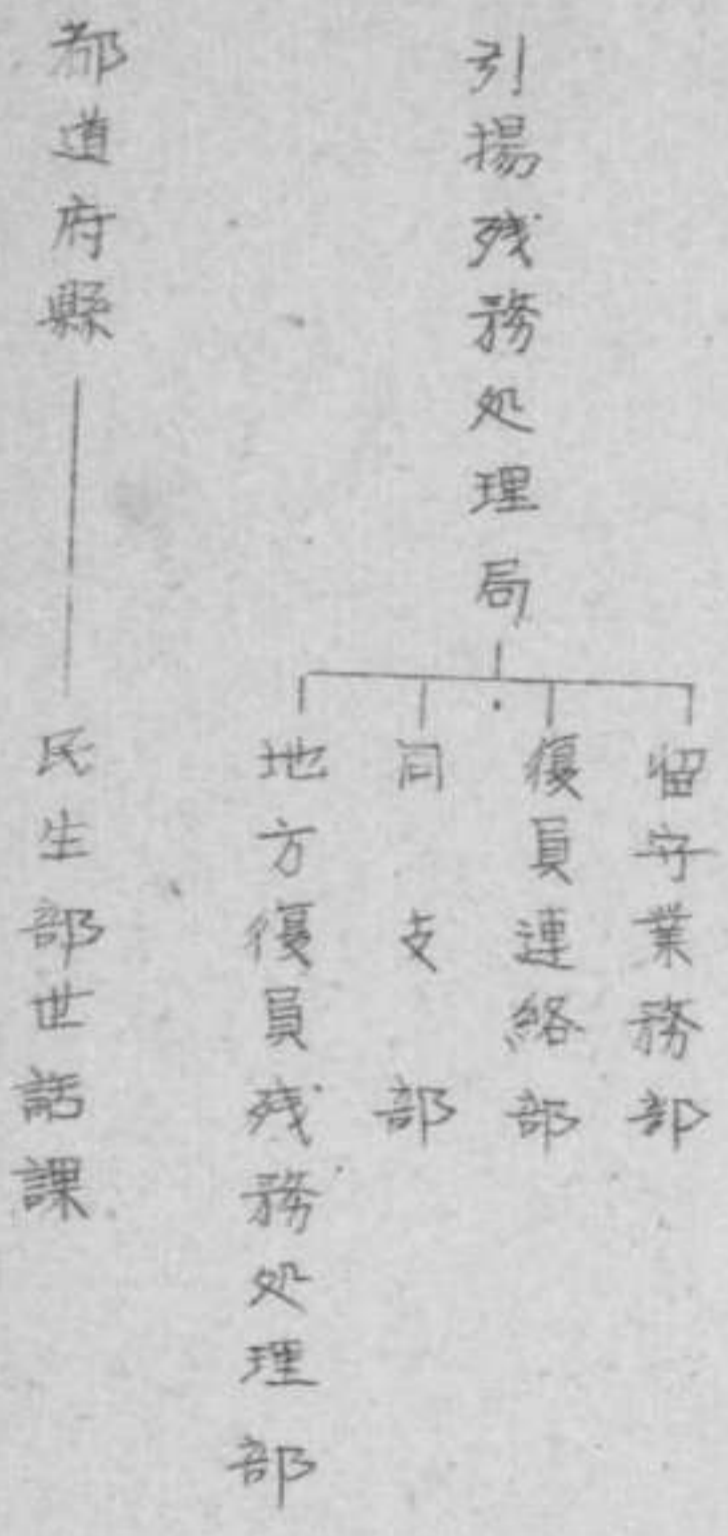
裏面白紙

別紙第二へソ連地区より引揚完了の際における復員機構

(1) 中央機構



(2) 地方機構



別紙第三へソ連地区よりの引揚完了後一年を経過したときの機構

(1) 中央機構

厚生省社会局内の一課とする

(2) 地方機構

留守業務部及び復員連絡部、同支部、地方復員残務処理部を廃止する。

(3) 都道府縣世話課は民生部内の一課に吸収する。

二、第二回國會提出予定法律案に關する件

第二回國會に對して溫泉法以下二十三法律案を提出すべく準備中である。その概要は別紙第二のとおりである。

厚生省

一 温泉法案

温泉を保護しその利用を公共の福祉に適合させ、且つ温泉に関する権利を明確にする目的のための温泉に関する法律案である。従来温泉に関する法規は各廳府縣令によつて規定されていたのであるが、昭和二十二年法律第七十二号の規定によりこれらの法令が昨年末を過ぎり失効したので、なるべく速かに、これらの法令に代る新しい法律を必要とする。

二 国立公園法を改正する法律案

國民の保健休養に資するため、且つ観光國策の一環を荷負し、自然の資源としての国立公園に関する計画及び事業を更に強力に推進するため、国立公園の管理所を新設し、且つ國民公園に準ずる地方公園、府縣公園等を保護するため国立公園法中の行為制限規定等をこれらの公園に準用する必要があるのでこの点に関する一部改正の法律案を豫定している。

三 興行場取締法案

従前興行場に関する取締は各地方廳令のみでこれを実施していたのであるが、これも昨年末限りその効力を失うこととなつたので、これに代るものとして内事局との共同提出の予定である。

四 衛生獣医事法案

猿蹄場、病畜收容所、斃獸取扱の、動物質原料取扱等に対する必要な規整を行うものである。従前都廳府縣令を以て規定されたいたものである。

五 屠場法の一部を改正する法律案

現行法第一條の獸畜の種類を拡張して、水牛を加へ羊を山羊及びめん羊とする点及び屠場の設置が市町村優先主義にしていた第一條及び第七條のを廢止する点、<sup>以上二点</sup>以上二点を改正の骨子とする。出来得れば、衛生獣医事法案においてその附則をもつて改正し、法律案を一本にする方針である。

六、旅館業取締法案

各地方廳令が効力を失ふこととなつたので旅館に關する衛生上の取締及び保安上の取締を内容とする法律案を早急に制定する必要がある。旅館営業の許可、施設の改善及び当該官吏の監査の権限等に関する必要な規定を設ける。

七、公衆浴場法案

旅館と同様従來の地方廳令の失効に應じ、公衆浴場の衛生上の取締に必要な規定を内容とする法律案の制定を必要とする。

八、墓地埋火葬法案

昭和二十二年法律第二百四十四号第一條の四の規定の趣旨に基づき現行墓地に關する法令（墓地及び埋葬取締規則、埋火葬の認許等に關する件、墓地及び埋葬取締規則に違背する者処分方）に代る法律案である。その内容は現行法規と略同様とする。法案は目下立案中である。

九、予防接種法

傳染病の蔓延を予防するため痘、チフテリア、百日咳、腸チフス、パラチフス、結核等に關し予防接種を行う。このため現在の種痘法を廃止する。

十、性病予防法

性病の予防及撲滅を図るため性病患者の届出を行い、性病の有無をしらべらる健康診断を強化すると共に診療所及び保護所を設置して必要のある患者を收容する。このため現在の性病予防法及び性病予防法特例を根本的に改正するものである。

十一、衛生組合法

國民の自由意思に基づき衛生組合の設立及び發達を促進することを目的として新に制定するものである。

十二、檢疫法

外國との交通に依うてペスト、コレラ、痘、發疹チフス及び...

等の傳染病が蔓延することを防止し以て國際防疫の完璧を期するの  
である。このため現在の海港檢疫法及航空檢疫規則を根本的に改正  
するものである。

十三 醫師法案

醫師の身分及び業務に関する事項を規定する。

十四 齒科醫師法案

齒科醫師の身分及び業務に関する事項を規定する。

十五 保健婦 助産婦 看護婦法案

保健婦 助産婦及び看護婦の身分及び業務に関する事項を規定す  
る。

十六 医業法案

醫師 齒科醫師の業務を行う場所に関する事項及び医業廣告に関  
する事項を規定する。

十七 薬品衛生法

薬事法を改正して、薬品の改良に万全を期さうとするものである。

十八 麻薬法

麻薬取締 取締類似ボツダム省令を法律に代えて、麻薬の取締の  
万全を期するものである。

十九 大麻法

大麻取締規則(ボツダム省令)を法律に代え、大麻の取締の万全  
を期するものである。

二十 健康保険法關係

健康保険法施行令及び同法施行規則中法律事項と認められる重要  
な事項は、これを法律に規定すること。

例(1) 強制適用事業所に関する事項

(2) 標準報酬に関する事項

(3) 督促手数料に関する事項

二十一 厚生年金保険法關係



一 厚生年金保険法施行令中法律事項と認められる重要な事項は

これを法律に規定すること。

例 標準報酬に関する事項

二 他の法令の改正に伴い改正を図ること。

例 督促手数料に関する事項

二十二 船員保険法関係

一 船員保険法施行令及び同法施行規則中法律事項と認められる

重要な事項はこれを法律に規定すること。

例 標準報酬に関する事項

二 失業保険法の改正に伴い改正を図ること。

陸上労働者に対する失業保険法の改正が予想せられ、これに

伴い船員保険法中失業保険に関する事項を改正する必要が生ず

二十三 国民健康保険法関係

国民健康保険法中次の如き事項を改正すること。

一 国民健康保険組合の強化を図ること。

二 他の社会保険法規の改正に伴い改正を図ること。

例 保険審査官の設置等

二十四 民生委員法

従来の民生委員令に代り、法律を以て民生委員の任免、職務相

当区域、監督、費用等に関する事項を規定したものである。